

平成28年度第2回県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

- 日時 平成28年8月2日(火) 14:20～15:30
- 場所 太陽の国厚生センター「研修室」
- 内容

(安藤企画主幹)

それではただいまより、「平成28年度第2回県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を開会いたします。

私は、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の安藤靖雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御出席いただいている委員の皆様の御紹介につきましては、お配りしております専門分科会委員名簿を御覧いただくことにより、御紹介に代えさせていただきます。また、事務局につきましても、事務局名簿により御確認願います。

まず、議事に入らせていただく前に、前回の専門分科会におかれまして、委員の皆様から御質問がありました障がい6施設の入退者のデータについて、担当課から御説明させていただきます。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課の三浦でございます。皆様にお配りしております資料について、御説明申し上げます。御質問があったのは、3点でございます。

まず、一つ目ですが、障がい者6施設の新規入所者の所在地域についてでございます。18年度から27年度の状況について、資料に記載されておりますが、27年度の状況を説明させていただきます。

ひばり寮は、27年度の新規入所者は5名です。内訳は、県中地域、県南地域に各2名ずつ、いわき地域に1名ということになっております。

なお、合計の欄を見ていただきますと、累計と割合が記載されておりますので、傾向がある程度見えるかと思えます。

けやき荘は、3名です。内訳は、県北、県中、県南各1名ずつとなっております。

かしわ荘は、1名です。所在地は県北です。

かえで荘は、27年度の新規入所者はありませんでした。

ばんだい荘のあおばは、2名です。内訳は、会津・南会津地域で2名となっております。

ばんだい荘のわかばは、3名です。内訳は、会津・南会津地域で3名となっております。

次に、施設の退所の理由でございます。27年度について説明させていただきます。

ひばり寮は、27年度の退所者は5名です。内訳は、死亡が4名、グループホームへの地域生活移行が1名です。

けやき荘は、5名です。内訳は、死亡が4名、他の施設への入所が1名です。

かしわ荘は、1名で、死亡による退所となっております。

かえで荘は、2名で、こちらも死亡による退所となっております。

ばんだい荘あおばは、2名です。退所理由は、他の施設への入所によるものです。事業団内の施設への入所と、事業団以外の他の施設への入所が1名ずつとなっております。

ばんだい荘わかばは、5名です。内訳は、事業団内の施設への入所が1名、家庭復帰が2名、グループホームへの移行が2名となっております。

最後に、待機者の状況についてです。28年7月25日現在の状況ですが、まず、太陽の国5施設（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘、ばんだい荘わかば）については、入所を見込んでの短期入所（体験入所）が4名おります。これは5施設全体で4名ということです。それ以外の待機者についてはいない状況です。

ばんだい荘あおばについてですが、障がい児入所施設等、その他の入所施設での待機者が14名、在宅での待機者が10名、合計24名の待機者がおります。ただし、当施設以外の他の施設にも申し込みをしていることも考えられるため、当施設だけの待機者数とは一概に言えないところもあります。

なお、年齢別の状況については、資料記載のとおりです。

（安藤企画主幹）

この件で、御質問等ございますか。

なければこれより、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、鈴木分科会長にお願いいたします。

(鈴木会長)

鈴木でございます。本日、皆様には現地の方を見ていただきましたが、想像していたのと目で見るとではかなり印象も違うところもありました。そういったことを踏まえまして、御議論いただきたいと思っております。

まず、定足数の確認をいたします。本日は、分科会委員8名のうち、6名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する「半数以上の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名でございますが、私から御指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

ありがとうございます。それでは、島野光正(しまの みつまさ)委員、常盤峻士(ときわ みちお)委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。

まず、最初の議題であります、(1)第1回専門分科会を踏まえた論点整理についてでございますが、事務局から説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

保健福祉総務課の星です。第1回専門分科会を踏まえた論点整理について御説明いたします。

本日の資料であります資料1-1と前回の専門分科会の資料であります資料3を御覧ください。

資料1-1は、第1回専門分科会におきまして、資料3で委員の皆様へ御議論をいただいた内容を整理したものです。

「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」につきましては、第1回分科会の資料3の1から4頁に記載されておりますが、前回のあり方検討以降の法制度や入所者の状況の変化など事実関係や社会情勢の変化を踏まえた見直しの必要性について、御検討いただきました。

この議論の中で、資料1-1に記載されておりますように「県立施設での地域の要支援者を支える役割もある」との御意見をいただきましたので、これから取りまとめます意見具申の「県立社会福祉施設の役割」や「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」に反映することとさせていただきたいと思っております。

「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」につきましては、他に御意見がありませんでしたので、当初案の形で整理させていただきたいと考えております。

次に、「2 県立社会福祉施設の役割」についてであります。第1回分科会の資料3の5頁に平成16年度の前回のあり方検討で整理された内容が記載されております。また、6頁に第1回専門分科会において皆様に議論していただきたい論点が記述されております。

委員の皆様にご議論いただきました結果、資料1-1の一番下の囲みの委員意見の①、②のように県と民間との役割分担については、大きく変わっていないとの御意見をいただきましたので、前回のあり方検討の「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」、「今後、県に求められる役割」を基本的に継承し、新しい課題にどう対応していくかを検討するという形で整理させていただきたいと考えております。

資料1-1の2頁を御覧ください。この議論の中で、委員の皆様からいくつか御意見をいただいております。

③ですが、「前回の意見具申を踏まえた県の対応を評価して、今回見直しを行わなければならない」との御意見につきましては、前回の見直しの中で現在でも課題となっている事項については、本日の資料2の中で各施設個別に事務局で整理いたしましたので、これを参考に各施設個別に検討していただければと考えております。

また、④ですが、「県立施設の役割は施設設置当時とは変わっているため、民間ではできない所を今でも担っているのかという視点が必要」との御意見につきましては、このような視点からも各施設個別に検討していただければと考えております。

また、⑤ですが、「県から民間への移行を行う際には、山間部にしわ寄せが生じないようにしてほしい」との御意見につきましては、各施設の設置場所や入所者の状況について、本日提供させていただきましたので、これらも踏まえ、各施設個別に検討していただければと考えております。

次に、「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」につきましては、第1回分科会の資料3の7頁に記載されておりますが、法制度改正や利用者の状況の変化などを踏まえ、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」はどうあるべきかについて、県からたたき台をお示しし、委員の皆様にご議論いただきました。

最初に、第1回分科会の資料3の一つ目の○(マル)に記載されておりますが、「重度の障がいを持っている方でも施設から地域生活への移行ができるような環境整備」が必要ではないかという考え方につきましては、委員の皆様から資料1-1の3頁の上の囲みに記載しておりますように、地域移行を推進すべきであり、そのための受け皿が必要といった内容の御意見をいただいております。

このため、前回たたき台でお示しした表現を資料1-1の2頁の一番下の(1)のような内容に整理させていただきました。

次に、第1回分科会の資料3の二つ目の○(マル)です。

乳児院や障害児入所施設では、入所者へのサービスの質の向上の観点から、医療や教育等との連携が求められていることから、「施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携促進」が必要ではないかという考え方をお示しました。この部分については、第1回分科会では委員の皆様から御意見はありませんでした。

今後の方向性として必要かどうかも含め、本日、再度御議論をいただきたいと考えております。

最後に、第1回分科会の資料3の三つ目の○(マル)ですが、「入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様・規模の適正化や専門的なケアの充実」が必要ではないかという考え方につきましては、委員の皆様からいただいた3頁の下の囲みに記載しております2点の御意見を踏まえまして、資料1-1の3頁の中ほどの(3)のとおり、当初案をベースに記載のとおり整理しております。

最後に、資料1-2を御覧ください。前回、欠席された委員からの御意見をまとめたものですが、基本的に前回の見直しの方向性の継承を肯定する御意見でございます。説明は以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

これについて御議論いただきます前に、御質問等ございますか。

[意見なし]

意見がないようでしたら、論点ごとに確認させていただきます。

始めに、資料1-1の「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性について」と、「2 県立社会福祉施設の役割について」についてということですが、時代背景とか県の役割について述べているのですが、前回、事務局案に反対する意見はなく、委員の皆様の意見についても反映しているようですので、資料に記載の整理でよろしいでしょうか。御意見等あればお願いします。

[意見なし]

ないようであれば、この内容で意見具申のたたき台に反映することといたします。

次に、「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性について」です。

最初に(1)についてですが、これも前回、事務局案について委員の皆様も肯定的に捉えられておりますし、委員の皆様から指摘のあった受け皿についても、グループホームの整備促進を追記するなど、反映されているようですので、資料に記載のと通りの整理でよろしいでしょうか。御意見等があればお願いします。

[意見なし]

ないようであれば、この内容で意見具申のたたき台に反映することといたします。

ます。

次に、3頁の(2)についてですが、福祉と医療・教育等との連携に関するのですが、まず、前回、この部分については、特段御意見等ありませんでした。前回の分科会におきまして、各施設の課題等についても説明がありました。その中で、午前中にも視察をした乳児院においては、里親による養育が困難な疾患のある乳幼児を受け入れるケースがあるなど、医療との連携の必要性についても考えられるかと思えます。この(2)の福祉と医療・教育等との連携に関する部分について、皆様から御意見があればお願いいたします。

(島野委員)

午前中に光風学園を視察させていただいて、隣に聾学校の寄宿舎があって、いろいろ聞いてみると共通するところがあります。その中で子どもたちが生活していく環境として適切かどうか感じたのですが、県立を見てみると教育委員会と福祉というそれぞれなんだろうが、もう少し効率的でなおかつ適切な環境はどうしたらよいか。建物を見ながらそのようなことを考えました。光風学園の中で地域の障がい児にも支援をしている。デイサービスだったりとか、あるいは教育の支援ですとか。いろいろな話を考えました。

太陽の国も病院単体での運営というのは、施設基準が10対1で、実際21ベッドある中、入院患者が4名しかいない状況では、どこの民間も運営できない内容だと思います。病院であれば医師3名は必要ですし、医療法の基準もありますので。かといって、民間で入所者の方皆さんを診ることは難しいだろうなと思います。この辺、改めて、教育や医療を含めた視点が必要かと思えました。確かに前回、十分議論していなかったもので、生活に関わるってどこどこだけではなく、周辺を含めてどう考えるかということが必要だなと。

(鈴木会長)

現地調査もして来まして、やはり連携の必要性はあるかと感じましたが、(2)の記載については、このとおりでよろしいでしょうか。さらに付け加える部分はありますでしょうか。

各施設の個別の方向性については、それぞれのところで検討できるかと思いますが。

(佐藤委員)

太陽の国はたくさん施設があって、ひとつの町ではない感じですよ。交流とか、町の雰囲気とか、買い物したり、遊んだりするという様にはならないんですかね。施設の中で一日が繰り返されて、これだけ広いゾーンがあって、こ

れだけ来る人もいて、確かに車社会ですから、ちょっと行ったら、買い物もできますが、町と同じような感じにはならないのでしょうか。それができないのであれば、町の方に分散して、そこで受け入れるグループケアとかグループホームとかに移行した方が良いのではないのかなと思います。刺激の無いところ、閉鎖的なところで暮らしていくというのは普通ではないのかなと思います。

(鈴木会長)

太陽の国の施設については、個別の施設の方向性の部分でお話しできるかと思えます。

(佐藤委員)

そこに住んでいる利用者のニーズというのはどうかなと思います。あと、福祉と医療と教育等となっていますが、人が生活するのに必要な風景は違うのではないのでしょうか。

(鈴木会長)

福祉と医療と教育だけではなくて、もっと他にということですか。

(佐藤委員)

等となっているから、他も含むんですよと言われればそうなんです、具体的にした方がよいかと。

(島野委員)

地域とかそういうことですか。

(佐藤委員)

はい。いわゆる普通の生活の当たり前のものです。

(常盤委員)

県立社会福祉施設のあり方検討に当たって、乳児院や障がい者施設の連携促進というのは、民間に委託するということは全く前提にないということですか。

(鈴木会長)

そういったことを排除して議論している訳ではありません。そのような可能性がないということを前提に話している訳ではありません。

(常盤委員)

民間に委託ということもあり得るということですか。

(鈴木会長)

そのようなことを含めてどうするかということです。

(常盤委員)

今日、施設を見ても、公的な病院で医者を集めるのはなかなか大変なわけです。今、医者を集めるにはある程度のお金の準備が必要。県の予算で確保するのは難しいと思います。それだったら、もともと医者のいる機関や施設に預けて、病院の中で福祉も教育もやるという施設もあると思うので、そこに一回話してみるのもひとつの手ではないかと私は思います。

(鈴木会長)

医療、福祉だけではないのではないかといいことですね。たとえば、地域であったり、日常生活であったりということですか。

(佐藤委員)

施設の利用者のニーズというのは、特別なものではなく、当たり前な生活かと。

(常盤委員)

高齢者のいわゆる認知症の方もたくさんいらしゃって、そのような方は市中にいらっしゃるわけですからね。

(鈴木会長)

そうしますと、(2)のところの書き振りなんですけど、福祉と医療・教育等との連携というふうにございますけれども、ここはもう少しニーズの内容を具体化したものということでしょうか。

(佐藤委員)

この前提として今の施設をそのままにしておいて、足りないところを充実していくのか、あるいは違う形にするのかという方向をきちんと決めておかなければならないと思います。市街地には医療も教育もそろっています。それを市街地から離れたところに施設をつくれば、入所者はそこで生活しなければならないので、病院など色々なものを持ってくる必要があります。生きている限り

は病気になるし、教育といっても生涯学習になるのではないのでしょうか。そのような意味では、この（２）は間違いではないと思います。でも、この前に、太陽の国をこのまま継続するのか方針を決めなければならないと思います。大きな施設は職員の人件費など経費がかかります。郡山光風学園も施設が古くなったから建てればよいということではないと思います。実際、児童は少なくなっています。そこでも方針を決めなければならないと思います。

（星保健福祉総務課長）

佐藤委員から御意見のあった太陽の国についてですが、本日お配りした参考資料３の平成１６年度の太陽の国のこれからのあり方についての４頁に記載されているとおおり、６点ほど方向性を定めております。基本的にはこれに沿った形で、これまで改築、民間移譲等の見直しの対応をしています。一番下の○（マル）についてですが、太陽の国は中長期的に規模を縮小するとともに、施設の老朽化等により改築を行う場合にあっては、他地域への移転を含め、独立した運営が可能となるような整備を行いますということとして、こういった方向で検討を進めている状況です。

（佐藤委員）

これは平成１７年に出された答申ですが、答申の後に今までどのようにこれに基づいてやってきたのかということについて、PDCA評価が必要だと思えます。その上で、その間どのように変わっていったのか、そして今後どのようなところを更に進めていくのかということになります。１０年間の振り返りと評価がないと、これからどこを強化していくかということが出てこないと思えます。１０年間の評価をした上で、今後１０年の中でまだやっていないこのようなことに取り組んでいく必要があります。５年程度で見直しをかけていくことも必要だと思えます。

（鈴木会長）

太陽の国については、参考資料３に記載されているとおおり、平成１７年にこのような方針を出していますが、これからの太陽の国の方向性を検討する際に、それらを踏まえて議論するということがいかがでしょうか。

（佐藤委員）

間違っているわけではないと思いますが。

(星保健福祉総務課長)

補足説明でございます。参考資料1の1頁にこれまでの見直し状況ということで、前回の答申に基づいて事業団に民間移譲等を行った施設について記載されております。

それ以外の施設については、3枚目の資料でございますとおり、移譲した施設以外の施設及び太陽の国病院を含めた共通施設についての見直しの状況と、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題ということでまとめさせていただいた資料でございます。

基本的には、前回の審議会からの答申を受けて、県の方向性を定めた上、こういった形でやってきているというところですが、今回は継続している部分もありますが、新たな課題も踏まえてそれぞれの施設をどうするか検討をお願いしたいということです。

(鈴木会長)

今、御説明あったように、県からの方針を受けて、その後いろいろ情勢があつてというところでございますので、それは各施設の議論になるかと思えます。今は、全体の方向性をどうしたら良いかということを経験していただきたいと思えます。

資料1-1の(2)のところですが、このような方向性でたたき台を作ってくださいということではいかかでしょうか。

[異議なしの声]

(鈴木会長)

先ほど、民間移譲ということもございましたけれども、それは、役割分担といったことも踏まえた上でということで、そういったことも含めて必要性等を議論していきたいと思えます。

資料1-1の3頁(3)でございますが、入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様や規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要があるということですが、施設の仕様や規模の適正化、専門的ケアの充実といったキーワードがございますが、皆様の方から御意見等あればお願いします。

[意見なし]

この内容で意見具申のたたき台に反映することといたします。それでは、これまでの議論を踏まえ、次回までに事務局で、意見具申の「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」から「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」までのたたき台を作成してください。それでは、次の議題に移ります。

(2) の県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性についてですが、時間が限られておりますので、今回は、女性のための相談支援センターからばんだい荘わかばまで区切って議論をお願いしたいと思います。次回の第3回専門分科会におきまして、残りの障害者支援施設と太陽の国関連施設について、御議論いただきたいと思います。

では、資料2でございます。資料2は、事務局で、第1回分科会において議論した大きな方向性を踏まえまして、第1回分科会で説明のありました資料4というものを、これはそれぞれの施設についての現況や課題といったものを個別に整理した資料となっております。それをベースにしまして、論点を整理した資料が資料2になります。

最初に、「女性のための相談支援センター」についてでございます。この論点ということで、資料の1頁。一番下のところの①、②です。①ですが、婦人保護施設は、法定必置機関であって、今後も県が運営するという方向性でよいかということでございます。

また、論点②ですが、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキル等が必要な女性に対する支援の充実を引き続き図っていくという方向性でよろしいかということでございますが、これは、利用者の状況の変化を受けての対応になります。今年度、この方向性に沿って改修の予定もあるようでございますので、これら①、②については、このようなことでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

次に、資料の2頁をお開きください。児童自立支援施設の「福島学園」です。論点①ですが、これも法定必置機関であり、今後も県が運営するという方向性でよいかということでございます。これについてもよろしいですね。

〔異議なしの声〕

次に、論点②ですけれども、福島学園につきましては、前回の説明で虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童が増えているとの話がありました。これに対して、児童相談所との連携を図りながら、入所児童への支援に取り組んでいるということですが、これについても引き続き、そうした支援に取り組んでいくという方向でよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

なければ、事務局は、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

次に、資料の3頁をお開き下さい。「若松乳児院」です。これは、中ほどにあります。が、「医療的ケアの確保」と「一貫した養育環境」が必要だということがございます。これらを実現するためにどのように対応していくかが論点となっておりますが、皆様から御意見ををお願いします。

〔意見なし〕

これについて、事務局から補足説明ありますか。

(渡辺児童家庭課長)

児童家庭課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

乳児院につきましては、里親のもとでは、養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されておりました。医療的ケアの確保が課題となっております。そのような中、全国的には134箇所中、都道府県立は4箇所と少数となっており、社会福祉法人や日赤等への移譲が進んでおります。乳児院に期待されております役割は、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れにあることを考えれば、まず、医療機関との連携を第一に考えながら、そして、発展形といたしまして全国の傾向でもございます医療機関による乳児院経営を探っていく必要があると考えております。また、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から幼児期、少年期まで一貫した養育環境の確保については、児童養護施設への併設も検討していく必要があると考えます。以上です。

(鈴木会長)

いろいろな可能性があるという説明でございますけれども、皆様の方から御意見がございましたらお願いいたします。

(常盤委員)

これは会津若松市に置かなければならない決まりがありますか。

(鈴木会長)

事務局いかがでしょうか。

(小川政策監)

これは特に会津若松市に置かなければならないという制限はございません。県内にあればよいものです。

(常盤委員)

お話を聞いた限りでは、医療が前面に出されていますので、医師会に話をすれば手をあげる方もいるかもしれません。

(小川政策監)

歴史的な経過がありまして、当時、県立会津総合病院がそばにあったということもありました。ということもあって、医療機関との連携もありましたが、会津総合病院が会津医療センターになって移ってしまったので、乳児院だけが残っている状況になっています。小児科の先生に診ていただくのも、今は竹田総合病院にお世話になっています。医療機関との連携についても今のままでよいのかということを経理局としても考えております。

(鈴木会長)

児島委員どうぞ。

(児島委員)

本日、若松乳児院を視察させていただきました。厳しい施設環境の中で職員さんが頑張っている様子を見ていました。本当に乳児期から少年期の子どもを大切にしたいということを強く感じましたので、乳児院が古くなったものを建替えるだけでなく、今後の方向性としては児童養護施設の併設も検討に上げていただければありがたいなと思いました。もちろん、医療的なケアも大事だと思いますが、一貫して子どもに一番大切な時期をケアする場所ですの

で、私としましては児童養護施設への併設を含めて検討していただければと思います。

(鈴木会長)

医療機関あるいは児童養護施設などいろいろな可能性を探りつつ、検討を進めていくという方向性でした。

他に、皆様から御意見がございましたら、お願いします。

[意見なし]

では、ただいま出た話等を踏まえまして、事務局の方で今後の方向性を整理する作業を進めていただきたいと思います。

次に、資料の4頁を御覧ください。「総合療育センター」ですが、論点①を御覧ください。前回のあり方検討の中で「養育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点機能を強化し、県立施設として運営する」という方向性となっておりますが、これを継承してよいかということでございます。

[異議なしの声]

では、特段御意見がなければ、事務局の方で、今後の方向性を整理する作業を進めていただきたいと思います。

次に、資料の5頁に移りたいと思います。福祉型障害児入所施設(1)の「大笹生学園」でございます。一番下の論点①を御覧ください。前回のあり方検討の中で「将来的に社会福祉法人等への移譲についても検討する」という方向性となっておりますが、これを継承してよいかということでございます。皆様の御意見をお願いします。

[意見なし]

では、御意見がなければ、そのような形に整理したいと思います。

次に、その検討をどのような視点で検討を進めていくかということですが、論点としてはっきりしていないのですが、事務局の方から補足説明があればお願いします。

(渡辺児童家庭課長)

大笹生学園は、他の施設と違いまして、建てて間もないということがございまして、事務局といたしましては、新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応など総合的に分析いたしまして将来的な移譲等今後のあり方について、検討を進める必要があると考えております。

(鈴木会長)

では、皆様いかがでしょうか。特段御意見がなければ、今ほどの議論を踏まえ、事務局の方で、今後の方向性を整理していただきたいと思います。

次に、資料の6頁を御覧ください。(2)「郡山光風学園」です。入所児童が減少しているということで、前回分科会においては、今年度は入所児童が3人にまで減少している状況との説明がありました。また、利用者の状況変化のところにもありますように、知的、発達障がい等との重複障がい、あるいは家庭環境等保護者による養育が適当でないお子さんなど、難しい状況のお子さんもいらっしゃるようです。論点としては、一番下の①ですが、「今後の入所児童数の見通しや特別支援教育との連携を踏まえた検討が必要ではないか」とされております。これについて、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

(島野委員)

午前中、施設を見させていただきまして、教育との連携もそうでしょうし、県中児童相談所の一時保護所が併設されているということもある。児童相談所と一時保護所が別々のところにあるというのは今回の議論ではないと思いますが。現状ですと、子どもたちが適切に生活できる環境かということ、一昔前の古い作りになっている。親的には、隣の聾学校寄宿舎の方が、福祉施設よりもよいということで人が集まらないとか。地域の人を受け入れているということでは、入所児童の見通しや特別支援教育との連携も大事だと思いますが、地域の支援する拠点的な意味での役割も必要だと思います。デイサービスなどが使えるというのはよいなど。そういった意味ではどう生かしていくのかという、入所だけではなくて地域という視点も入れた形での見直しがあれば大きな役割が広がっていくと思います。自宅にいる方々への支援にもつながるものがあるかもしれないなと思いました。

(鈴木会長)

事務局の方からコメントございますか。

(渡辺児童家庭課長)

島野委員の意見を十分検討いたしまして、今後の方向性を考えていきたいと考えております。

(小川政策監)

付け加えまして、教育委員会側との連携も必要と思っております。聾学校の寄宿舎も相当古くなってきていますので、それを新しくする。その時に子どもが必要なサービスを受けられるように機能を強化するのか、あるいは島野委員からいただいたように地域も視野に入れた、例えばデイサービスなどの受け入れなどを強化していくのかということも含めて考えていきたいと思っております。

(鈴木会長)

その他、委員の皆様から御意見はございますか。

なければ、事務局の方で、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

次に、資料の7頁を御覧ください。(3)「ばんだい荘わかば」ですが、論点①を御覧ください。前回のあり方検討の中で整理された「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」という方向性となっておりますが、これを継承してよいかということでございます。御意見等はございますか。

[意見なし]

よろしいですか。次に、論点②を御覧ください。行動障がいや発達障がい、医療的ケアを必要とする入所者にどのように対応するかでございます。利用者の状況の変化の部分でございますが、これらの入所者については、地域移行先での支援が難しくなり、入所期間が長期化しているとの記述もあります。②について皆様御意見等はございますか。

(島野委員)

記載している内容については異論はないんですが、もっと早い時期に対処していれば、重度化しないような、環境を整えば生活できている子どもたちもいるのではないかと思います。早いうちに手を打つような予防的なことがあって、施設も活かされるのかなと思います。施設間のつなぎですとか。

(鈴木会長)

事務局の方で何かありますか。

(三浦障がい福祉課長)

わかばにつきましては、具体的に島野委員がおっしゃるように、もう少し若いときにケアをしていけば、社会で生活できるのではないかという傾向はあると推測できます。わかばは入所者の平均年齢も16.9歳ですので、退所の理由も家庭に戻ったり、グループホームなどへ移行するなど、そのようなところは他の知的障害者施設よりも多いので、このようなところは長期にならないような支援や地域に移行できるような支援を考えていかなければならないと思います。

(鈴木会長)

その他、皆さんの方からありますか。

なければ、事務局の方で、今ほどの議論を踏まえ、今後の方向性を整理する作業を進めてください。

この社会福祉施設の方向性についての議論は、本日は時間の関係でここまでとなっております。次回は、障害者支援施設から議論したいと考えております。皆様の方から御意見をお願いします。

[意見なし]

よろしいでしょうか。以上で、本日の議事については終了となります。では、最後に、その他として、事務局から何かございますか。

(安藤企画主幹)

事務局から次回の会議について、御説明をさせていただきたいと思います。

第3回目の専門分科会の日程についてですが、あらかじめ委員の皆様からいただいております日程を調整させていただきましたところ、8月22日(月)の13:00~15:00の間で、県庁内で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。本日、皆様に会議の御案内文をお配りしております。その中に、出席の報告の様式等がございますので、8月8日(月)までに事務局の方にお送りください。また、第4回の日程につきましても併せて調整をさせていただきたいと考えておりますので、日程を御回答ください。

(鈴木会長)

では、以上で本日予定しておりました、議事についてはすべて終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(安藤企画主幹)

これをもちまして、平成28年度第2回県立社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 28 年 8 月 22 日

議長 会長

鈴木 千賀子

署名人 委員

島野 光正

署名人 委員

常盤 峻工